

写

令和3年1月5日

杉並区長
田中良様

杉並区特別職報酬等審議会
会長 内藤 一夫



区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、
教育長及び常勤の監査委員の給料の額について（答申）

令和2年12月15日付け2杉並第48063号により、本審議会に対し諮詢を受けた
区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の
監査委員の給料の額について、別紙のとおり答申いたします。



杉並区特別職報酬等審議会委員

会長	内藤 一夫
委員	小笠原 勝也
委員	金子 征治
委員	佐藤 慎祐
委員	鹿野 修二
委員	高 武征
委員	西上原 久
委員	丹羽 宏己
委員	藤井 耐
委員	和田 新也

答　　申

1 はじめに

杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和2年12月15日、杉並区長から、杉並区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額についての諮問を受けた。

審議会では、各委員が区民を代表し、公正中立の立場を貫き、区の行財政の現状と区政を取り巻く社会情勢や国、他自治体との均衡、更に区民意識を考慮しつつ、広範な視点から慎重な審議を行った。

2 特別職の給料等の現状とこれまでの経過

区長及び副区長の給料等については、平成23年度から平成25年度までは、給料月額は毎年減額され、期末手当は据え置かれてきたが、平成26年度から平成29年度までは給料月額及び期末手当を引き上げられてきた。平成30年度は、特別区人事委員会の月例給の引下げ等の勧告について、特別区長会が総合的に判断し実施を見送ったこと及び景気の動向等を踏まえた審議会の答申どおり給料等は据置きとされた。

令和元年度は、給料月額は引き下げられ、期末手当は引き上げられた。これは、特別区人事委員会勧告や景気の動向等を踏まえた審議会の答申どおりに、給料等の改定が実施された結果である。

教育長及び常勤の監査委員の給料等については、平成26年度まで区長及び副区長に準じて改定されてきた。平成27年度から、審議会の審議の対象とされ、区長及び副区長と同様に答申どおりに給料等の改定等が実施されている。

3 区議会議員の報酬等の現状とこれまでの経過

区議会議員の報酬等については、平成23年度から平成25年度までは区長及び副区長と同様、審議会の答申どおり報酬月額は毎年減額され、期末手当は据え置かれてきた。

平成26年度は、審議会の答申では、区議会議員の報酬月額及び期末手当を、区長及び副区長と同様に引き上げることが妥当であるとしたが、区議会の判断で据置きとされた。平成27年度から平成29年度までは、報酬等を、区長及び副区長等と同様に引き上げ、平成30年度は特別職と同様の判断のもと、現状のまま据え置くことが妥当であるとした。

令和元年度は、報酬月額を引き下げ、期末手当を引き上げとした審議会の答申どおりに報酬等の改定等が実施されている。

4 政務活動費の現状と区議会の取組

政務活動費の額は、平成7年度以降、月額16万円となっており、23区平均(16.5万円)を下回っている。

区議会では、政務活動費の一層の透明性・信頼性の確保を図るため、これまで様々な取組を進めてきたが、令和2年度は、月極駐車場代は計上できない、事務所駐車場賃借料の上限を2分の1とするなど、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」を一部改正し、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の一層の向上に努めている。

5 杉並区の財政状況等

世代間の公平性の確保の観点から、区立施設の改修、改築経費などに充てるために起債が行われ、区債残高は増加傾向にあるが、一方で、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき、計画的に積立基金への積立が行われ、基金残高はそれ以上に増加している。その結果、積立基金残高と特別区債残高の差額は増加している。

また、各種財政指標の水準からも、財政の健全性が確保されていることが確認できた。

6 特別区人事委員会勧告の内容

令和2年10月23日、特別給（期末手当・勤勉手当）については民間における支給状況を勘案し引下げ、12月3日、月例給については改定を行わないという勧告等が出された。

【勧告の概要】

- (1) 職員給与が民間給与を157円(0.04%)上回っているが較差は僅少であり、おおむね均衡しているといえることから月例給の改定は行わない。
- (2) 特別給は支給月数を0.05月引き下げる。

7 結論

審議会が、答申にあたって重要な指標の一つとしてきた特別区人事委員会勧告では、国と同様に職員の月例給は据え置き、特別給は期末手当の支給月数を0.05月引き下げる勧告等が出された。

区の財政状況については、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき健全な財政運営が行われている。

以上のこと総合的に考え合わせた結果、審議会は、特別職等の給料等について、職員と同様、給料月額は改定を行わず据置き、期末手当は0.05月の引下げとすることが妥当であるとの結論に至った。また、実施時期については、令和3年3月の期末手当の支給において改定する。

政務活動費の額については、他区と比較して概ね平均的な額であることなどを総合的に勘案し、改定は行わず、据え置くことが妥当であると考える。なお、政務活動費は、その原資が区民の税金であることを十分に踏まえ、引き続き、適正な運用と使途の透明性の向上に向け、議会自らの不断の検証や見直しが行われることを望むものである。

8 おわりに

審議会は、杉並区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

なお、昨年度の答申で付言した、給料等の引上げ時には職員と比較して特別職等の給料等の増加率が高くなることについては、引下げ時には特別職等の給料等の減少率が職員よりも大きくなることから調整の必要がないことを確認した。また、区長、特別職の年間収入の他区との比較に基づく給料等の見直しについては、任期を通算した収入で比較すれば、人口や財政規模等に照らしても特段の必要がないことが確認できた。

答申にあたり、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員並びに区議会議員におかれましては、その担う役割の重要性を改めて認識され、区民の信託に応えるべく、一層の区民福祉の向上及び行財政の効率化、健全化に努められることを願うものである。

